

		限る。 (二) 課長等に係るもの(職務に専念する義務の特別に関する規則第2条の表第9号から第1号までの事由に該当する場合に限る。 (三) 所屬職員に係るもの(職員立体のための職員の行為の制限の特別に関する条第2条第1号並びに職務に専念する義務の特別に関する規則第2条の表第9号から第1号までの事由に該当する場合に限る。)											
九 職員の勤務時間 休暇等に關する条例(平成6年鳥取県条例第26号)に基づく知事の權限に屬する事務	1	同条例第2条第5項の規定による勤務時間の変更の承認の申請											
	2	同条例第4条第2号)に基づく											
	3	同条例第7条第1項又は第3項の規定による勤務時間又は休暇時間の変更の承認の申請											
十 職員の勤務時間 休暇等に關する規則に基づく知事の權限に屬する事務	1	同規則第4条第3項の規定による人事委員会との協議											
	2	同規則第16条の表第2号に該当する場合における休暇の承認 (一) 次長等又は地方機関の長に係るもの (二) 課長等に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職員に係るもの											
	3 略												
	4 同規則第28条の規定による課長等の昇任の定め及び許可又は承認の申請												
十一 略													
十二 略													
十三 略													
十四 職員立体のための職員の行為の制限の特別に關する条例に基づく知事の權限に屬する事務	1	同条例第2条第1号の規定による職員の職務に専念する義務の免除											
	十五 通勤手当の支給に關する規則(昭和三十八年鳥取県人事委員会規則第21号)に基づく知事の權限に屬する事務												
十六 略													
十七 略													
十八 略													
五 職員の勤務時間 休暇等に關する規則に基づく知事の權限に屬する事務													
1 略													

<p>する事務</p> <p>十六 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>十七 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>十八 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和7年鳥取県規則第4号）に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>十九 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和61年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第6条第1項の規定による住居手当に係る確認並びに決定及び決定</p> <p>1 同規則第8条第1項の規定による単身赴任手当に係る確認並びに決定及び決定</p> <p>1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定</p> <p>1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定</p> <p>2 略</p> <p>3 同規則第6条（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による退職額の交付</p> <p>4 同規則第7条の規定による在職額の交付</p> <p>5 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付</p> <p>6 同規則第9条第2号の規定によるやむを得ないと思われる受給期延長事由の承認</p> <p>7 同規則第10条第4項の規定による受給期延長告知書の交付</p> <p>8 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定</p> <p>9 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待機日数の間における失業の認定</p> <p>10 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべ</p>													
<p>九 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 略</p>													

		き事実の有無の確認																	
		11 同規則第14条第1項の規定による公共職業訓練等の受講の指示																	
		12 同規則第19条の2第2項の規定による失業手当併給受給資格者の交付																	
		13 同規則第20条第2項の規定による失業手当併給受給資格者の交付																	
二十	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）に基づく知事の権限に属する事務	1 労働協約の締結																	
二十一	現業職員の懲戒規則（昭和45年鳥取県規則第67号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による現業職員の懲戒手続等の決定																	
二十二	現業職員の給与に関する規則（昭和22年鳥取県規則第46号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による職員の職務の級決定																	
		2 同規則第3条の2の規定による昇給等の決定																	
		3 同規則第4条の規定による勤続手当の支給額及び退職手当の金額の決定																	
二十三	その他の事務	略																	
十	その他の事務	略																	
給与室	地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第1項の規定により任免される職員の給与の決定 （一）課長又はこれに相当する職以上の職の職員に係るもの （二）課長権又はこれに相当する職の職員に係るもの （三）（一）及び（二）以外の職の職員に係るもの																	
		2 同法第22条第2項には規定する臨時任用職員（任用期間が1月未満の者を除く。）の給与の決定																	
二	地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 次に掲げる者の給与の決定 （一）就任について議会の同意によることを必要とする職の職員 （二）（一）に非ざる職員以外の執行機関の委員 （三）専門委員 （四）地方公務員法第3条第3項第3																	

				号に規定する特別職の職員（人事関係事務系等要領3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員に限る。）に係るもの												
三	職員の給与に関する規則（昭和26年鳥取県条例第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による昇給等の決定 2 同条例第16条の7の規定による職階手当の支給額等の決定														
四	職員の給与と支給に 関する規則 （昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による給料の支給日の変更に係る承認の申請 2 同規則第9条第1項又は第31項の規定による扶養家族の認定														
五	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和22年鳥取県人事委員会規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条第2項の規定による昇格基準によること承認の申請 2 同規則第13条第4項の規定による昇給区分の決定に係る承認の申請 3 同規則第20条の規定による給料の補正及び訂正に係る承認の申請														
六	職務に専念する義務の特別に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 (一) 次長等（次長及びこれに相当する職の職員をいう。以下給与室の項において同じ。）及び地方機関の長（総合事務所長を除く。以下給与室の項において同じ。）に係るもの（職務に専念する義務の特別に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合は限る。） (二) 課長等（課長及びこれに相当する職の職員をいう。以下給与室の項において同じ。）に係るもの（職務に専念する義務の特別に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合は限る。） (三) 所屬職員に係るもの（職員立体のための職員の行為の制限の特別に関する条例第2条第1号並びに職務に専念する義務の特別に関する規則														

		第2条の表第9号から第1号までの事由に該当する場 合に限る。）							
七 職員の勤 務時間 休 暇等に関す る条例（平 成6年鳥取 県条例第36 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同条例第2条第5 項の規定による勤務 時間の変更の承認の 申請							
	2	同条例第4条第2 項の規定による人事 委員会との協議							
	3	同条例第7条第1 項又は第31項の規定 による勤務時間又は 休暇等の変更の承認の申請							
八 職員の勤 務時間 休 暇等に関す る規則に基 づく知事の 権限に属する 事務	1	同規則第4条第3 項の規定による人事 委員会との協議							
	2	同規則第6条の表 第2号に該当する場 合における休暇の承認  （一）次長等又は地 方機関の員に係る もの （二）課長等に係る もの （三）（一）及び（二） 以外の職員に係る もの							
	3	同規則第20条の規定 による週休日等の 別段の定めの特許又は 承認の申請							
九 職員専任 のための職 員の行為の 制限の特例 に関する条 例に基づく 知事の権限 に属する事 務	1	同条例第2条第1 号の規定による職員 の職務に専念する義務の免状							
十 通勤手当 の支給に関 する規則 （昭和53年 鳥取県人事 委員会規則 第1号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同規則第4条第1 項の規定による通勤 手当に係る確認及び 決定							
十一 住居手 当に関する 規則（昭和 49年鳥取県 人事委員会 規則第33 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同規則第7条第1 項の規定による住居 手当に係る確認及び 決定							
十二 単身赴 任手当の支 給に関する 規則（平成 2年鳥取県 人事委員会 規則第1 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同規則第8条第1 項の規定による単身 赴任手当に係る確認 並びに決定及び決定							




	<p>(10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放電自動車の別渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求</p>			<p>(10) 同条例第8条第1項の規定による放電自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放電自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求</p>	<p>—</p>																																																																				
<p>福利厚生課</p>	<p>略</p>	<p>福利厚生室</p>	<p>略</p>																																																																						
<p>中山間地域振興課</p>	<p>略</p>	<p>中山間地域振興室</p>	<p>略</p>																																																																						
		<p>情報政策課</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="906 857 1034 969"> <p>1 同条例第7条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届書の受理</p> </td> <td data-bbox="1034 857 1098 969"></td> <td data-bbox="1098 857 1161 969"></td> <td data-bbox="1161 857 1225 969"></td> <td data-bbox="1225 857 1289 969"></td> <td data-bbox="1289 857 1353 969"></td> <td data-bbox="1353 857 1396 969"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 969 1034 1126"> <p>2 同条例第7条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項に属する事務</p> </td> <td data-bbox="1034 969 1098 1126"></td> <td data-bbox="1098 969 1161 1126"></td> <td data-bbox="1161 969 1225 1126"></td> <td data-bbox="1225 969 1289 1126"></td> <td data-bbox="1289 969 1353 1126"></td> <td data-bbox="1353 969 1396 1126"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1126 1034 1238"> <p>3 同条例第9条第1項の規定による認事業務静寂の開示請求の受理</p> </td> <td data-bbox="1034 1126 1098 1238"></td> <td data-bbox="1098 1126 1161 1238"></td> <td data-bbox="1161 1126 1225 1238"></td> <td data-bbox="1225 1126 1289 1238"></td> <td data-bbox="1289 1126 1353 1238"></td> <td data-bbox="1353 1126 1396 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1238 1034 1350"> <p>4 同条例第9条第2項の規定による認事業務静寂の開示</p> </td> <td data-bbox="1034 1238 1098 1350"></td> <td data-bbox="1098 1238 1161 1350"></td> <td data-bbox="1161 1238 1225 1350"></td> <td data-bbox="1225 1238 1289 1350"></td> <td data-bbox="1289 1238 1353 1350"></td> <td data-bbox="1353 1238 1396 1350"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1350 1034 1462"> <p>5 同条例第10条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の届出</p> </td> <td data-bbox="1034 1350 1098 1462"></td> <td data-bbox="1098 1350 1161 1462"></td> <td data-bbox="1161 1350 1225 1462"></td> <td data-bbox="1225 1350 1289 1462"></td> <td data-bbox="1289 1350 1353 1462"></td> <td data-bbox="1353 1350 1396 1462"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1462 1034 1574"> <p>6 同条例第11条第1項の規定による調査及び内容の修正等</p> </td> <td data-bbox="1034 1462 1098 1574"></td> <td data-bbox="1098 1462 1161 1574"></td> <td data-bbox="1161 1462 1225 1574"></td> <td data-bbox="1225 1462 1289 1574"></td> <td data-bbox="1289 1462 1353 1574"></td> <td data-bbox="1353 1462 1396 1574"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1574 1034 1686"> <p>7 同条例第11条第2項の規定による修正等を行った旨の届出</p> </td> <td data-bbox="1034 1574 1098 1686"></td> <td data-bbox="1098 1574 1161 1686"></td> <td data-bbox="1161 1574 1225 1686"></td> <td data-bbox="1225 1574 1289 1686"></td> <td data-bbox="1289 1574 1353 1686"></td> <td data-bbox="1353 1574 1396 1686"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1686 1034 1798"> <p>8 同条例第14条第1項の規定による認事業務の委託</p> </td> <td data-bbox="1034 1686 1098 1798"></td> <td data-bbox="1098 1686 1161 1798"></td> <td data-bbox="1161 1686 1225 1798"></td> <td data-bbox="1225 1686 1289 1798"></td> <td data-bbox="1289 1686 1353 1798"></td> <td data-bbox="1353 1686 1396 1798"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1798 1034 1910"> <p>9 同条例第4条第6項の規定による発行者等情報の承認 (一) 額の変更を伴うもの (二) (一)以外のもの</p> </td> <td data-bbox="1034 1798 1098 1910"></td> <td data-bbox="1098 1798 1161 1910"></td> <td data-bbox="1161 1798 1225 1910"></td> <td data-bbox="1225 1798 1289 1910"></td> <td data-bbox="1289 1798 1353 1910"></td> <td data-bbox="1353 1798 1396 1910"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1910 1034 2027"> <p>10 同条例第8条第1項の規定による認事業務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示</p> </td> <td data-bbox="1034 1910 1098 2027"></td> <td data-bbox="1098 1910 1161 2027"></td> <td data-bbox="1161 1910 1225 2027"></td> <td data-bbox="1225 1910 1289 2027"></td> <td data-bbox="1289 1910 1353 2027"></td> <td data-bbox="1353 1910 1396 2027"></td> </tr> </table>	<p>1 同条例第7条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届書の受理</p>							<p>2 同条例第7条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項に属する事務</p>							<p>3 同条例第9条第1項の規定による認事業務静寂の開示請求の受理</p>							<p>4 同条例第9条第2項の規定による認事業務静寂の開示</p>							<p>5 同条例第10条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の届出</p>							<p>6 同条例第11条第1項の規定による調査及び内容の修正等</p>							<p>7 同条例第11条第2項の規定による修正等を行った旨の届出</p>							<p>8 同条例第14条第1項の規定による認事業務の委託</p>							<p>9 同条例第4条第6項の規定による発行者等情報の承認 (一) 額の変更を伴うもの (二) (一)以外のもの</p>							<p>10 同条例第8条第1項の規定による認事業務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示</p>						
<p>1 同条例第7条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届書の受理</p>																																																																									
<p>2 同条例第7条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項に属する事務</p>																																																																									
<p>3 同条例第9条第1項の規定による認事業務静寂の開示請求の受理</p>																																																																									
<p>4 同条例第9条第2項の規定による認事業務静寂の開示</p>																																																																									
<p>5 同条例第10条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の届出</p>																																																																									
<p>6 同条例第11条第1項の規定による調査及び内容の修正等</p>																																																																									
<p>7 同条例第11条第2項の規定による修正等を行った旨の届出</p>																																																																									
<p>8 同条例第14条第1項の規定による認事業務の委託</p>																																																																									
<p>9 同条例第4条第6項の規定による発行者等情報の承認 (一) 額の変更を伴うもの (二) (一)以外のもの</p>																																																																									
<p>10 同条例第8条第1項の規定による認事業務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示</p>																																																																									



		11 同法第8条第21項の規定による指定認証機関の名称等の変更の届出の受理																				
		12 同法第8条第31項の規定による公示																				
		13 同法第12条第21項の規定による指定認証機関に対する意見																				
		14 同法第13条第21項の規定による指定認証機関に対する意見																				
		15 同法第13条第31項の規定による事業報告書等の受理																				
		16 同法第16条第21項の規定による指定認証機関に対する措置命令																				
		17 同法第17条第21項の規定による指定認証事務の実施の状況に関する必要な情報の要求及び指定認証機関の事務等に対する立入検査等																				
		18 同法第18条第31項の規定による認証事務等の全部又は一部の休止又は休止の許可についての意見																				
		19 同法第18条第41項の規定による総務大臣からの承認の受理																				
		20 同法第19条第31項の規定による総務大臣からの指定の取り消し等を命じた旨の通知の受理																				
		21 同法第20条第11項の認証事務を代行しないこととする旨の通知																				
		22 同法第20条第21項の規定による総務大臣への報告及び公示																				
		23 同法第21条第31項の規定による総務大臣から通知を受けた旨の公示																				
		24 同法第26条第21項の規定による事業者等に対する報告の要求																				
		25 同法第27条第11項の規定による事業規程の布告及び公表																				
		26 同法第27条第21項の規定による市町村長からの意見の徴収																				
	二 住民基本台帳法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第30条の22第21項の規定による指定静寂期管理機関に対する指示																				
		2 同法第30条の23第21項の規定による指定静寂期管理機関への報告の要求及び立入検査																				

協働連携推進課	一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証																	総合事務所長		
		2 同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の発給に係る公告																		総合事務所長	
		3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証																		総合事務所長	
		4 同法第11条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定																		総合事務所長	
		5 同法第32条第2項の規定による残余財産の算定の認証																		総合事務所長	
		6 同法第4条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証																		総合事務所長	
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施																		総合事務所長	
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令																		総合事務所長	
		9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し																		総合事務所長	
		二 鳥取県非営利活動促進法（平成10年鳥取県条例第44号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条第3項の規定する機関を行つた日の特定期間（一）協働連携推進課の所管に係るもの （二）（一）以外のもの																		総合事務所長
2 同条例第7条第4項の規定による機関の中止の命令（一）協働連携推進課の所管に係るもの （二）（一）以外のもの																				総合事務所長	
子育て支援総室	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援業務に係るものを除く。）	1 同法第6条の3第1項の規定による里親の認定																			
		2 同法第11条第4項の規定による里親への解散の提供家の業務に係る事務の委託																			
		3 同法第17条第4項の規定による児童委員の指導監督																			総合事務所長
		4 同法第18条の8第2項の規定による保育士研修の実施																			
		5 同法第18条の8第1項の規定による保																			

育士の登録																				
6 同法第8条の8第31項の規定による保育士登録証の交付																				
7 同法第8条の9第1項の規定による保育士の登録の取消し																				
8 同法第8条の9第21項の規定による保育士の登録の取消し又は保育士の名称の使用の禁止命令																				
9 同法第8条の22の規定による保育士の登録の消滅																				
10 同法第20条第11項の規定による療育の給付																				総合事務所長
11 同法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の設定																				
12 同法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託																				
13 同法第21条の4第1項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療報酬の検査																				
14 同法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め																				
15 同法第21条の5の規定による医療の給付等																				総合事務所長
16 同法第21条の10の4の規定による市町村長への通知																				総合事務所長
17 同法第22条第1項の規定による児童施設における児童の実施																				福祉事務所長
18 同法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護																				福祉事務所長
19 同法第25条の7第11項第3号及び第21項第4号、第25条の8第4号並びに第26条第11項第5号の規定による児童自立生活支援の実施の報告の受理																				児童福祉事務所長
20 同法第27条第1項、第21項及び第51項並びに第27条の2第1項の規定による児童の措置等																				児童福祉事務所長
21 同法第27条の3の規定による家庭訪問所への送致																				児童福祉事務所長
22 同法第28条の規定による保護者から隔離の措置																				児童福祉事務所長

23	同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施及び身分を証明する証書の交付									児童課所長
24	同法第30条第1項及び第2項の規定による同居児童の届出の受理									児童課所長
25	同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収 (一) 町界の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (二) 市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三) 小規模多居型児童養育事業を行う者、里親(同法第27条第11第3号の規定により委託を受けた里親に限る。)及び(一)及び(二)以外の児童養育施設の長並びに同法第30条第1項の規定する者に係るもの								総合事務所長 児童課所長	
26	同法第31条の規定による在所留置の延長									児童課所長
27	同法第33条第2項の規定による児童の一時保護									児童課所長
28	同法第33条第4項の規定による一時保護期間の延長									児童課所長
29	同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者への委託及び種別等の検討等									児童課所長
30	同法第33条の6第2項の規定による申込書の受理									児童課所長
31	同法第33条の6第31項の規定による連絡及び調整									児童課所長
32	同法第33条の6第41項の規定による申込みの受理									児童課所長
33	同法第33条の6第51項の規定による情報の提供									児童課所長
34	同法第33条の14第11項の規定による事実確認のための措置									児童課所長
35	同法第33条の14第21項の規定による保護を図るための措置									児童課所長
36	同法第33条の14第31項の規定による通知の受理									児童課所長

37	同法第33条の15第1項の規定による通知の受理										児童課所長
38	同法第33条の15第2項の規定による児童福祉審議会への報告										
39	同法第33条の16の規定による措置等の公表										
40	同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模多機能児童養育事業に係る届出の受理										児童課所長
41	同法第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施										児童課所長
42	同法第34条の5の規定による事業の制限又は禁止の命令										
43	同法第34条の11の規定による一時停止の措置に係る届出の受理										
44	同法第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施										
45	同法第34条の13第3項の規定による措置命令										
46	同法第34条の13第4項の規定による事業の制限又は禁止の命令										
47	同法第34条の14の規定による家庭訪問の措置に係る届出の受理										
48	同法第34条の16第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施										
49	同法第34条の16第3項の規定による措置命令										
50	同法第34条の16第4項の規定による事業の制限又は禁止の命令										
51	同法第34条の18の規定による養育里親名簿の作成										
52	同法第34条の19第2項の規定による養育里親名簿からの抹消										
53	同法第35条第41項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一) 町界の区域に所在する助産施設、保育所及び児童養育施設に係るものうち、一部変更に係るもの (二) (一)以外のもの										総合事務所長

	の									
54	同法第36条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認									
55	同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに市町村の区域に所在する児童福祉及び児童福祉施設に係るもの (二) 乳児院、児童養育施設、障害児童短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの							総合事務所長		
56	同法第46条第3項の規定による必要な改善の催告及び命令 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに市町村の区域に所在する児童福祉及び児童福祉施設に係るもの (二) 乳児院、児童養育施設、障害児童短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの							総合事務所長		児童福祉所長
57	同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令									
58	同法第47条第1項の規定による継続承諾の許可									児童福祉所長
59	同法第36条第2項の規定による費用の徴収									総合事務所長
60	同法第36条第3項の規定による年費等に応じた定める額の徴収									総合事務所長
61	同法第36条第5項の規定による医療機関に支払うべき旨の命令									総合事務所長
62	同法第36条第7項の規定による医療機関に支払わなかった額の徴収									総合事務所長
63	同法第36条第8項の規定による滞料の徴収等									総合事務所長
64	同法第38条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し									
65	同法第39条第1項の規定による施設の設置者等からの報告									

	の徴収又は事務所等への立入調査の実施										
	66 同法第39条第31項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の報告										
	67 同法第39条第41項の規定による報告に従わなかった旨の公表										
	68 同法第39条第51項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令										
	69 同法第39条の2第1項及び第21項の規定による届出の受理										
	70 同法第39条の2の5第11項の規定による報告の受理										
	71 同法第39条の2の5第21項の規定による公表										
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援員の所掌事務を除く。）	1 同令第1条第21項の規定による暴力等が必要な者の認定										児童福祉所長
	2 同令第30条の規定による里親の指導員当職員の指定										児童福祉所長
	3 同令第33条の規定による届出の変更の通知										児童福祉所長
	4 同令第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに児童相談所が所在する児童福祉施設及び児童学生福祉施設に係るもの (二) 乳児院、児童養育施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										総合事務所長 児童福祉所長
三 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の36の規定による保育士登録簿の訂正										
	2 1には掲げるもの以外のもの										児童福祉所長
四 里親が行う養育に関する最低基準（平成4年厚生労働省令第116号）に基づく知事の権限に関する事務	1 同令第2条第1項の規定による指導又は助言										児童福祉所長
	2 同令第14条の規定による報告又は届出の受理										児童福祉所長
五 児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	1 同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する証書の交										児童福祉所長





	審議会への報告										
六 売渡禁止 法(昭和11 年法律第 118号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第3条第2項 の規定による要保護 女子の保護更生のた めの必要な措置									婦人権務所 長	
	2 要保護女子の一時 保護の決定									婦人権務所 長	
七 配偶者か らの暴力の 防止及び被 害者の保護 に関する法 律(平成3 年法律第 1号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第3条第3項 の規定による配偶者 からの暴力の防止及 び被害者の保護のた めの必要な措置									中部総合事 務所長 西部総合事 務所長 婦人権務所 長	
	2 被害者の一時保護 の決定									婦人権務所 長	
八 母子及び 寡婦福祉法 (昭和39年 法律第129 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第13条第1項 及び第3項(同法第 32条第1項におい て準用する場合を含 む。)の規定による 資金の貸付の決定									総合事務所 長	
	2 同法第14条(同法 第22条第3項におい て準用する場合を含 む。)の規定による 母子福祉団体に対す る資金の貸付の決 定										
	3 同法第22条第1項 (同法第33条第4項 において準用する場 合を含む。)の規定 による母子家庭等日 常生活支援事業を行 う者に対する報告の 請求又は報告若しく は事務所への立入検 査の実施										
	4 同法第23条(同法 第33条第4項におい て準用する場合を含 む。)の規定による 母子家庭等日常生活 支援事業の制限又は 停止の命令										
	5 同法第31条の規定 による給付金の支給 の決定										総合事務所 長
九 母子及び 寡婦福祉法 施行令(昭 和39年政令 第224号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第1条(同令 第30条において準用 する場合を含む。)の 規定による修学資金 の貸付の停止又は 減額の決定									総合事務所 長	
	2 同令第2条(同令 第30条において準用 する場合を含む。)の 規定による修学資金 等の貸付の停止の 決定									総合事務所 長	
	3 同令第3条(同令 第30条において準用 する場合を含む。)の 規定による資金の 貸付の停止の決定									総合事務所 長	
	4 同令第15条第1項 第3号(同令第30条 において準用する場 合を含む。)の規定 による母子福祉団体 に対する承認										

	5 同令第15条第2項第1号(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体からの報告の受理及び事務所等への立入検査の実施																			
	6 同令第16条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの																		総合事務所長	
	7 同令第17条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による差金徴収金額の決定 (一) 母子福祉団体に係る差金に係るもの (二) (一)以外のもの																		総合事務所長	
	8 同令第19条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による備置金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る備置金に係るもの (二) (一)以外のもの																		総合事務所長	
	9 同令第22条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定																		総合事務所長	
	10 同令第30条の規定による資格の決定																			
十 児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定																			
	2 同法第8条の規定による手当の額の改定																			
	3 同法第14条の規定による支給の停止																			
	4 同法第15条の規定による支払の一時差止め																			
	5 同法第16条の規定による未支払手当の支払の決定																			
	6 同法第29条の規定による質問、書類等の提出の命令及び診断の命令																			
	7 同法第30条の規定による資料の提供要求等																			
	8 同法第31条の規定による手当の支払の調整																			
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する	1 福祉保健課の真の8、10及び21に掲げる事務																			

事務（子育て支援室の所掌事務に係るものに限る。）	2 福出保連歌の真の一の7、9及び11の(二)に掲げる事務										
十二 災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）及び災害遺児手当助成費の施行規則（昭和47年鳥取県規則第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1 市町村への助成に係る事務										総合事務所 長
十三 鳥取県立保育専門学校 の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可  2 同条例第7条の規定による奨励金、入学金及び入学金料の減免										保育専門学校 院長
十四 鳥取県立保育専門学校 の設置に関する条例（昭和39年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務										保育専門学校 院長
十五 学校教育法に基づき、知事の権限に属する事務（私立幼稚園に属するもの（青少年・文教科の所掌事務に係るものを除く。）に限る。）	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び種上、設置者の変更等の認可  2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理  3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令										
十六 私立学校 に基づき、知事の権限に属する事務（私立幼稚園に属するものを除く。）	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出の要求										
十七 私立学校 の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に属するものを除く。）	1 同法第2条第1号の規定による学校法 に基づき、人の職務又は地位の状況に關する報告の徴収等  2 同法第4条第21項の規定による学校法 に基づき、人の職務に關する書類の提出の受理  3 同法第4条第31項										

	の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可										
十八 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理										総合事務所長
	2 同法第9条第11項の規定による未熟児の栄養管理等及びその指導の実施										総合事務所長
	3 同法第9条第31項の規定による訪問指導を行う旨の通知										総合事務所長
	4 同法第20条第1項の規定による養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給										総合事務所長
	5 同法第20条第5項の規定による養育医療を担当させる機関の指定										
	6 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項の規定による指定養育医療機関の指定の取扱い										
	7 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第11項の規定による診療内容の審査及び診療報酬の額の決定										
	8 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託										
	9 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求及び業務等の検査										
	10 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め										
	11 同法第21条の4の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収										総合事務所長
十九 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権	1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令										総合事務所長
	2 同規則第3条第2項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令(医療の給										総合事務所長

限に属する 事務	付を受ける者が同一 生計内に2人以上い るときに限る。) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )									
	3 同規則第4条第2 項の規定による所得 税額等についての調 査									総合事務所 長
	4 同規則第5条第1 項の規定による支払 義務者及び支払額の 決定並びにその額を 支払うべき旨の命令									総合事務所 長
	5 同規則第5条第2 項の規定による負担 命令の内容の通知									総合事務所 長
	6 同規則第6条第1 項の規定による支払 額の確定等									総合事務所 長
	7 同規則第6条第3 項の規定による負担 命令の変更又は取消 し及びその旨の通知 並びに確定等を行わ ない旨の通知									総合事務所 長
二十 母体保 護法（昭和 23年法律第 156号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第15条第1項 の規定による受給調 節の実世指導を行う 者の指定及び同法第 21項の規定によるそ の指定を受ける助産 師等に係る講習の認 定									
	2 同法第30条第2項 の規定による受給調 節の実世指導を行う 者の指定の取消し									
二十一 母体 保護法施行 令（昭和24 年政令第16 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第6条の規定 による講習の認定の 取消し									
二十二 母体 保護法施行 規則（昭和 27年厚生省 令第2号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第15条第4項 の規定による受給調 節の実世指導を行う 者の指定の取消し									
二十三 その 他の事務	1 保育所運営費国庫 負担金に係る保育所 の長の設置又は未設 置の認定及び民間給 与等改善費の加算費 の承認（町村が区域 に所在する保育所に 係るものに限る。）									総合事務所 長
	2 鳥取県補助金等交 付規則第14条に規定 する検査及び同規則 第18条に規定する審 査及び現地視察等 （一）保育所並びに 町村の区域に所在 する幼稚園及び 児童厚生施設に係 るもの （二）（一）以外のも の									総合事務所 長

略

略

五十二 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第2項の規定による捕獲人の指定及び同条第5項の規定による予防員が自らの犬の入った身所に立ち入ることができる期間及び区域の指定														
	2	同法第8条第3項の規定による狂犬病が疑われる犬についての出発があった場合の厚生労働大臣への報告及び関係都道府県事への通報														
	3	同法第10条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に口輪をかけること等の命令														
	4	同法第13条の規定による犬の一時検査の実施又は臨時予防措置の実施														
	5	同法第14条第1項の規定による同性雑種のための犬等の死体の解離等の許可														総合事務所長
	6	同法第15条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限														
	7	同法第16条の規定による狂犬病にかかった犬の所在の身所等の交通のしやすさ又は制限														
	8	同法第17条の規定による犬の集合同様禁止の禁止の命令														
	9	同法第18条第1項の規定による「留」命令が発せられているにもかかわらず「引」留められたり、「引」留められたりしない犬の抑留の実施														総合事務所長
	10	同法第18条の2第1項の規定による「引」留め命令が発せられているにもかかわらず「引」留められたりしない犬の乗取等														
	11	同法第21条の規定による抑留所の設置														
五十三 狂犬病予防法施行規則(昭和25年鳥取県規則第33号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条の規定による捕獲人の指定の取消し又は職務の停止の命令														
五十四 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成31年鳥取県条例第48号)に基づく知事の権限に	1	同条例第11条第1項の規定による野犬等の収容の命令														総合事務所長
	2	同条例第12条第1項(同条例第41項において準用する場合を含む。)の規定による飼、柱に対する野														総合事務所長

五十一 略																



3	同法第11条第1項の規定による動物取扱業者の登録及び同条第2項の規定による通知										総合事務所長
4	同法第12条第1項の規定による動物取扱業者の登録の中止及び同条第2項の規定による通知										総合事務所長
5	同法第13条第2項において準用する同法第11条の規定による動物取扱業者の登録の更新等										総合事務所長
6	同法第13条第2項において準用する同法第12条の規定による動物取扱業者の更新の中止等										総合事務所長
7	同法第14条第3項において準用する同法第11条及び第12条の規定による動物取扱業者登録事項の変更の届出の受理及び受理の中止等										総合事務所長
8	同法第15条の規定による動物取扱業者登録者の風評退避										総合事務所長
9	同法第16条第1項の規定による動物取扱業者の営業等の届出の受理										総合事務所長
10	同法第17条の規定による動物取扱業者の登録の取消										総合事務所長
11	同法第19条第1項の規定による動物取扱業者の登録の取り消し又は業務の停止及び同条第2項において準用する同法第12条第2項の規定による通知										総合事務所長
12	同法第23条第1項及び第2項の規定による動物取扱業者に対する警告										総合事務所長
13	同法第23条第3項の規定による警告に従わなかった者に対する措置命令										総合事務所長
14	同法第24条第1項の規定による動物取扱業者に対する報告の要求又は事務所その他への立入検査										総合事務所長
15	同法第25条第1項の規定による生活環境を害する事態を生じさせている者に対する措置の警告										総合事務所長
16	同法第25条第2項の規定による警告に係る措置をとらなかった者に対する措置命令										総合事務所長
17	同法第25条第3項の規定による市町村長に対する協賛要請										総合事務所長



	18	同法第26条第1項の規定による特定動物の飼養保管の許可									総合事務所長
	19	同法第27条第2項の規定による特定動物の飼養保管の許可に係る条件の付加									総合事務所長
	20	同法第28条第1項の規定による特定動物の飼養保管の変更の許可									総合事務所長
	21	同法第28条第3項の規定による特定動物の飼養保管許可の軽微な事項等の変更の届出の受理									総合事務所長
	22	同法第29条の規定による特定動物の飼養保管許可の取消し									総合事務所長
	23	同法第30条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令									総合事務所長
	24	同法第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の要求又は特定飼養施設その他の立入検査									総合事務所長
	25	同法第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り及び引取り場所の指定									総合事務所長
	26	同法第35条第3項の規定による市町村長に対する犬又はねこの引取りに関する協力要請									総合事務所長
	27	同法第35条第4項の規定による動物の鑑賞を目的とする団体等への犬又はねこの引取りの委託									
	28	同法第36条第1項の規定による所有者不明の負傷動物等の発見の届報の受理									総合事務所長
	29	同法第36条第2項の規定による負傷動物等の引取									総合事務所長
	30	同法第37条第2項の規定による犬又はねこの引取りに際してその所有者に対して行う禁制行為等のための指導及び助言									総合事務所長
	31	同法第38条第1項の規定による動物愛護推進員の委嘱									
五十七 動物	1	同令第2条第3項の鑑賞及び管理に関する法第37条の1の規定に基づき必要な書類の提出の要求									総合事務所長
事務	2	同令第2条第5項の規定による動物取扱業登録証の交付									総合事務所長
に	3	同令第2条第6項の規定による動物取扱業登録証の再交付									総合事務所長

4	同令第2条第8項の規定による動物取扱業登録証の亡失の届出の受理																総合事務所長
5	同令第2条第9項の規定による動物取扱業登録証の届納の受理																総合事務所長
6	同令第4条第3項の規定による動物取扱業登録の更新期間前の登録の更新																総合事務所長
7	同令第5条第6項の規定による動物取扱業登録の変更の届出をした者に対する必要な書類の提出の要求																総合事務所長
8	同令第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催の届出																総合事務所長
9	同令第10条第3項ただし書の規定による他の都府県等事務が開催する動物取扱責任者研修の届出																
10	同令第15条第3項の規定による特定動物飼養管理申請者に対する必要な書類の提出の要求																総合事務所長
11	同令第15条第5項の規定による特定動物飼養管理届出の交付																総合事務所長
12	同令第15条第6項の規定による特定動物飼養管理届出の再交付																総合事務所長
13	同令第15条第8項本文の規定による特定動物飼養管理届出の亡失の届出の受理																総合事務所長
14	同令第15条第9項の規定による特定動物飼養管理届出の返納の受理																総合事務所長
15	同令第16条第1項の規定による特定動物飼養管理の廃止の届出の受理																総合事務所長
16	同令第17条第1号ロただし書及びVただし書の規定による特定動物飼養施設の基準からの除外の認定																総合事務所長
17	同令第18条第3項の規定による特定動物飼養施設の変更許可申請者に対する必要な書類の提出の要求																総合事務所長
18	同令第20条の規定により環境大臣が定める措置等の届出の受理等																総合事務所長

略

略

住宅政策課		略		略																	
七 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和7年鳥取県規則第70号）に基づく知事の権限に属する事務（同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）について同表右欄に掲げる者と協議して定められた事務に関するものを除く。）		略		略																	
略		略		略																	
二十四	建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	3	同法第8条の2の規定による建築士の死亡等の届出の受理																		
		4	略																		
		5	略																		

住宅政策課		略		略																		
七 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和7年鳥取県規則第70号）に基づく知事の権限に属する事務（同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）について同表右欄に掲げる市町村と協議して定められた事務に関するものを除く。）		略		略																		
略		略		略																		
二十四	建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	3	同法第8条の2の規定による建築士の死亡等の届出の受理																			総合事務所長
		4	略																			
		5	同法第9条第2項の規定による2級建築士及び木造建築士の免許の取消しの公告																			
		6	略																			
		7	同法第10条第5項の規定による2級建築士及び木造建築士の戒告、業務禁止の命令又は免許の取消																			

										の公告						
6 同法第10条の20第11項の規定による指定登録機関の指定																
7 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の6第2項の規定による指定登録機関の名称等の変更の届出の受理																
8 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の7第1項の規定による指定登録機関の役員の選任等の認可																
9 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の7第2項の規定による指定登録機関の役員の解任命令																
10 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の9第1項の規定による登録簿等規定の策定又は変更の認可																
11 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の9第31項の規定による登録簿等規定の変更の命令																
12 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の10第1項の規定による事業計画等の作成又は変更の認可																
13 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の10第2項の規定による事業報告等の受理																
14 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の12の規定による指定登録機関に対する監督命令																
15 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の13第1項の規定による報告の強制等																
16 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の14の規定による指定登録機関に対する必要な措置の実施等																
17 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の15第1項の規定による2級建築士等登録業務の休職上の許可																
18 同法第10条の20第31項において準用する同法第10条の16第11項又は第21項の規定による指定登録機																

	関の指定の取消し等								
19	同法第10条の22第31項において準用する同法第10条の17第21項第3号の規定による2級建築士等登録事務を自ら実施するに必要な認定								
20	略								
21	略								
22	同法第13条の2第31項の規定による処分を受けた者に対する受納の禁止								
23	略								
24	同法第15条の6第11項の規定による指定機関の指定								
25	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の6第21項の規定による指定機関の名称等の変更の届出の受理								
26	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の7第11項の規定による指定機関の役員を選任等の認可								
27	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の7第21項の規定による指定機関の役員了解任命令								
28	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の9第11項の規定による試験受験券授受の認定又は変更の認可								
29	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の9第31項の規定による登録業務更新期の変更の命令								
30	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の10第11項の規定による事業個体の作成又は変更の認可								
31	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の10第21項の規定による事業報告書の受理								
32	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の12の規定による指定試験機関に対する監督命令								
33	同法第15条の6第31項において準用する同法第10条の13第11項の規定による報告の徴収等								

8	略								
9	略								
10	略								
11	同法第15条の6の規定による指定試験機関の指定								

